

第1 平成18年度当初予算の概要

I 予算はどのような考えで編成したのですか。 -予算編成の基本方針-

平成18年度の地方財政計画においては、地方税、地方交付税、臨時財政対策債などを合わせた一般財源の総額が昨年度並みに確保されたものの、平成16年度の実質交付税の大幅削減(本県で224億円)が復元されたわけではなく、加えて、歳出面においても、今後、公債費、扶助費、退職手当といった義務的経費が本格的に増嵩し、財政の大きな圧迫要因となるなど、本県財政は引き続き極めて厳しい状況に置かれています。

このような状況の中、平成18年度当初予算は、これまでの知事選挙の年と同様に、原則として、政策的な強い事業や新規事業など一部の経費の計上を見送ったいわゆる「準通年型予算」として編成したところですが、県民生活の安全・安心に関わる事業(災害対策、治安対策、医療・健康被害対策など)や年度当初から時機を逸することなく対応すべき事業(金沢港大水深岸壁の整備、北陸新幹線の建設、小松空港・能登空港の利用促進、福祉・医療施策など)については、当初予算に怠りなく計上いたしました。

公共投資については、「準通年型予算」としての編成ではありましたが、回復基調にある景気が腰折れしないよう配慮し、全体として平成17年度当初予算の概ね70%の水準を確保いたしました。なお、平成18年度の地方財政計画においても公共投資は大幅に抑制されており、本県の高い投資水準や将来の財政負担も考慮すると、今後も抑制せざるを得ない状況にあります。

また、厳しい財政環境の中で、将来にわたり必要な行政サービスの水準を確保していくためには、持続可能な財政基盤の確立を急ぐ必要があることから、職員費の抑制(職員数の90人削減など)、施設管理の効率化(指定管理者制度の導入など)、公社・外郭団体の経営改善(住宅供給公社の県営住宅管理業務終了に伴う組織体制の見直しなど)など行財政改革の拡充・強化(P19参照)にも取り組んだところであります。

ひとくちメモ

地方財政計画

国が作成する翌年度の全国の地方公共団体全体の歳入歳出総額の見込額に関する計画のことをいいます。

地方財政計画には、

地方交付税を通じて地方財源を保障

地方財政と国家財政・国民経済等との調整

個々の地方公共団体の行財政の運営指針

という役割があります。

(参考) 地方財政計画 (歳入)

(単位：億円、%)

	H18	H17	増減	増減率
地方交付税	159,073	168,979	9,906	5.9
臨時財政対策債	29,072	32,231	3,159	9.8
小計(実質交付税) +	188,145	201,210	13,065	6.5
地方税	348,983	333,189	15,794	4.7
減税補てん債	4,520	5,583	1,063	19.0
地方譲与税などその他一般財源	14,686	16,148	1,462	9.1
国庫支出金	102,015	111,967	9,952	8.9
地方債(臨時財政対策債、減税補てん債を除く)	74,582	84,805	10,223	12.1
その他	98,577	84,785	13,792	16.3
計	831,508	837,687	6,179	0.7

(参考) 地方債計 + +	108,174	122,619	14,445	11.8
一般財源 + + +	556,334	556,130	204	0.0

(注) 地方財政計画は都道府県分と市町村分を合わせた全地方公共団体ベースの数値

II どのような事業が盛り込まれているのですか。 ー当初予算の主な施策ー

1 人口減少時代における新たな政策展開

① いしかわの個性を活かした交流人口の拡大 ～新ほっと石川観光プランの推進～

◎新たな観光戦略の展開

- ・映画「釣りバカ日誌 17」を活用した誘客促進

◎文化資産を活用した交流の促進

- ・金沢城公園の整備と兼六園周辺文化施設の魅力アップ

◎航空ネットワークを活用した交流の促進

- ・旅客便・貨物便の安定需要確保に向けた利用促進活動の展開

② 産業の革新に向けた取り組み ～産業革新戦略の展開～

◎産学・産業界連携の強化

- ・県立大学に開設されるいしかわ大学連携インキュベータ施設（i - B I R D）入居企業への賃借料助成

◎産業競争力の強化

- ・新たなニッチトップ企業等の育成のための集中支援

◎新産業分野の創造支援

- ・いしかわサイエンスパークの新産業創造拠点化（いしかわフロンティアラボの賃借料助成など）

③ 新たな少子化対策の展開 ～新しいしかわエンゼルプランの推進～

◎子どもを産み育てたくなる環境づくり

- ・マイ保育園制度による育児支援（登録保育所等での育児相談など 7市町 15市町）
- ・児童手当の拡充（対象年齢の引き上げ（小3修了 小6修了）、所得制限の緩和）

◎子どもの誕生と心身の健やかな育ちの支援

- ・子ども虐待防止総合対策の拡充（協力病院の指定による虐待早期発見体制の強化など）
- ・子どもを取り巻く医療環境の整備（土、日、祝日等における夜間小児救急電話相談の実施など）

2 県民生活の安全・安心の確保

◎災害対策の推進

- ・ボランティアによる被災者等支援活動の円滑化（災害対策ボランティア本部運営マニュアルの作成など）
- ・公共施設等の耐震化（緊急輸送道路の耐震補強、指定避難施設である県立学校等体育館の耐震化など）

◎安全・安心な暮らしの実現

- ・治安維持体制の強化（警察官、交番相談員等の増員）
- ・小学校通学路の安全確保対策の拡充
- ・県有施設のアスベスト除去
- ・国民保護計画の推進（国民保護実動訓練の実施など）

◎医療サービスの充実と医療基盤整備

- ・医師不足の地域における医師確保（地域医療人材バンクの運営など）
- ・難病相談・支援センターの開設（県リハビリテーションセンター内）
- ・新型インフルエンザ対策の推進（抗インフルエンザウイルス薬（タミフル）の備蓄など）

3 本県経済の活性化と雇用のセーフティネット拡充

◎全国的、国際的なビジネス展開

- ・港湾の活用推進（港湾物流調査の実施など）

◎既存産業の体質強化と雇用のセーフティネット拡充

- ・中小企業再生・事業転換支援プログラムの推進
- ・若者向け就業支援（若年者職場実習の実施など）

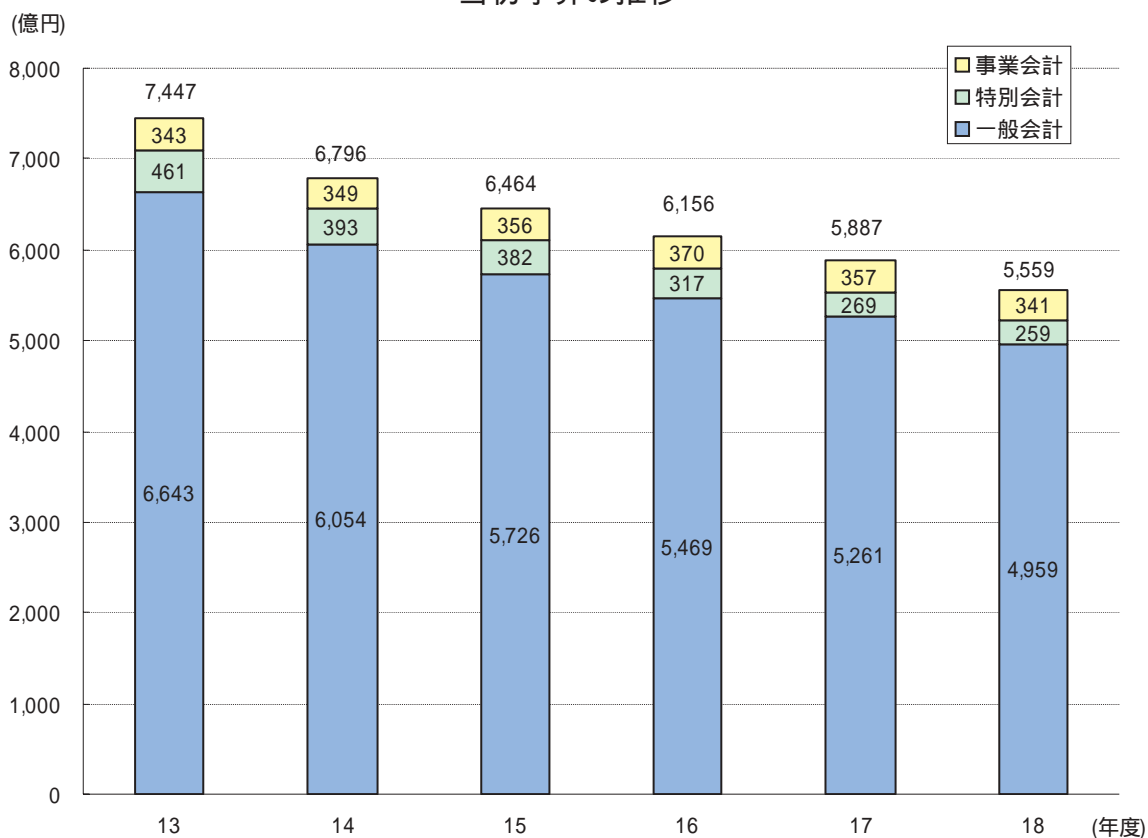
- 4 豊かで活力ある地域づくりの推進
- ◎北陸新幹線開業を見据えた影響調査等の実施
 - ・観光、まちづくり、経済等への影響予測調査、並行在来線の運営に関する調査の実施
 - ◎地域主導の地域づくりへの支援
 - ・民間アイデアを活かした地域づくりの推進（地域づくり構想の事業化への支援など）
 - ◎県民の新たな社会参加の促進
 - ・NPOなど県民の自主的な活動の推進（NPOとの協働事業に対する支援など）
 - ・男女共同参画の推進と女性の社会参画の促進（男女共同参画推進員のネットワーク強化など）
- 5 環境配慮型社会への移行 ～環境総合計画の推進～
- ◎環境にやさしい地域社会の創造
 - ・低コスト型生活排水処理構想の推進（生活排水処理施設への接続促進マニュアルの策定など）
 - ◎自然とのふれあいと恵み豊かな環境の実現
 - ・いしかわ自然学校の充実
- 6 石川型健康福祉社会の構築
- ◎高齢者施策の推進
 - ・改正介護保険制度の円滑な実施（介護予防を重視した地域支援事業等の創設、ケアマネジメントの質の向上など）
 - ◎障害者施策の推進
 - ・いしかわ障害者プランの改定
 - ・総合養護学校の開校（肢体不自由部門）
- 7 いしかわの未来を支えるひとづくり
- ◎未来を拓くたくましい力を育む教育の推進
 - ・学力向上教育改革推進会議の設置やスーパーハイスクールの推進（5校）など
 - ◎スポーツ・生涯学習の振興
 - ・日本ジャンボリーの開催（H18.8.3～7）支援
- 8 良質な社会資本の整備
- ◎北陸新幹線の建設促進（金沢～白山総合車両基地間、金沢～石動間）
 - ◎金沢港の建設促進（大水深岸壁の整備、臨港道路大浜御供田線(大浜～戸水間)の整備など）
 - ◎多重な道路網の整備（金沢外環状道路（海側幹線）、珠洲道路、南加賀道路など）
 - ◎ローカルルールによる効率的・効果的な社会資本の整備
 - ・1.5車線の道路・現道活用型道路整備、河川内堆積土を活用した堤防補強工事など
- 9 持続的発展に向けた農林水産業の基盤づくり
- ◎食料供給体制の確立と販路の拡大
 - ・担い手育成・確保（農業生産法人の規模拡大に伴う機械・設備整備への助成など）
 - ・県産食材のブランド化推進
- 10 地方分権時代にふさわしい新たな行財政システムの構築
- ◎県民の視点に立った行政サービスの向上と業務の効率化
 - ・公の施設への指定管理者制度の導入（全224施設のうち118施設）と利用料金制導入施設の拡大（5施設 27施設）
 - ◎職員費の抑制と歳入の確保
 - ・職員数の削減と給料・諸手当等の見直し、個人県民税の県による直接徴収の拡大
 - ◎特別会計・公社及び外郭団体の経営改善
 - ・競馬事業や県民ふれあい公社、住宅供給公社などの経営健全化
 - ・外郭団体の運営のあり方などの検討（長寿生きがいセンター、金沢勤労者プラザなど）

Ⅲ 予算額はいくらですか。 - 当初予算の状況 -

区分	平成18年度 当初予算額 (A)	平成17年度 当初予算額 (B)	増減	
			額(A) - (B)	率
				$\frac{(A) - (B)}{(B)}$
一般会計	495,927	526,132	30,205	5.7
特別会計	25,843	26,916	1,073	4.0
事業会計	34,107	35,637	1,530	4.3
合計	555,877	588,685	32,808	5.6

(注) 上記表は、借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

当初予算の推移



(注1) 借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

(注2) 平成14年度は、6月現計予算額です。

(注3) 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

一般会計の当初予算規模は4,959億円で、対前年度比5.7%減となっていますが、これは「準通年型予算」として編成したことによるものです。

特別会計及び事業会計を加えた合計では5,559億円で対前年度比5.6%減となっています。

近年の当初予算の推移を見ますと、平成13年度をピークに5年連続の減少となっています。これは、ペイオフ対策のため制度融資について原資預託方式から利子補給方式に切り替えたことや、県庁舎、能登空港、小松駅連続立体交差事業といった大規模プロジェクトが終了したことに加え、厳しい財政状況を勘案し、歳入、歳出両面にわたる様々な努力と工夫により事務事業を見直すなどの行財政改革を推進してきたことによるものです。

ひとくちメモ

一般会計

県の中心となる会計で、県行政の基本的、普遍的とも言える経費、例えば、福祉、教育、土木、警察などに要する経費について、県税などを主な財源として経理する会計をいいます。

特別会計

例えば、大学生や高校生などの方に対して無利子の奨学金を貸与している育英資金の貸付事業について、その貸付に必要なお金として、一般会計の負担のほか、過去に貸付した方から返済いただくお金を充てることとしています。このように、特定の収入をもって特定の歳出に充てる事業について、一般会計の歳入歳出と区分して経理する会計をいい、育英資金特別会計、土地取得特別会計、公営競馬特別会計、中小企業近代化資金貸付金特別会計など12会計があります。

公債管理特別会計

一般会計における実質的な借入ではない借換債や償還金を明確に示し、県債管理の状況や一般会計の実質的な規模などを分かりやすくするため平成16年度に新たに設置した会計です。

借換債

県債の借入は、一定年限の固定金利で行われていますが、借換債とは、借入先（民間金融機関等）との契約に基づき償還期間の途中で、残金をその時点の利率により借り換える（残金を全額返済し、同額を借り入れる）もので、借入残高には影響しません。

事業会計

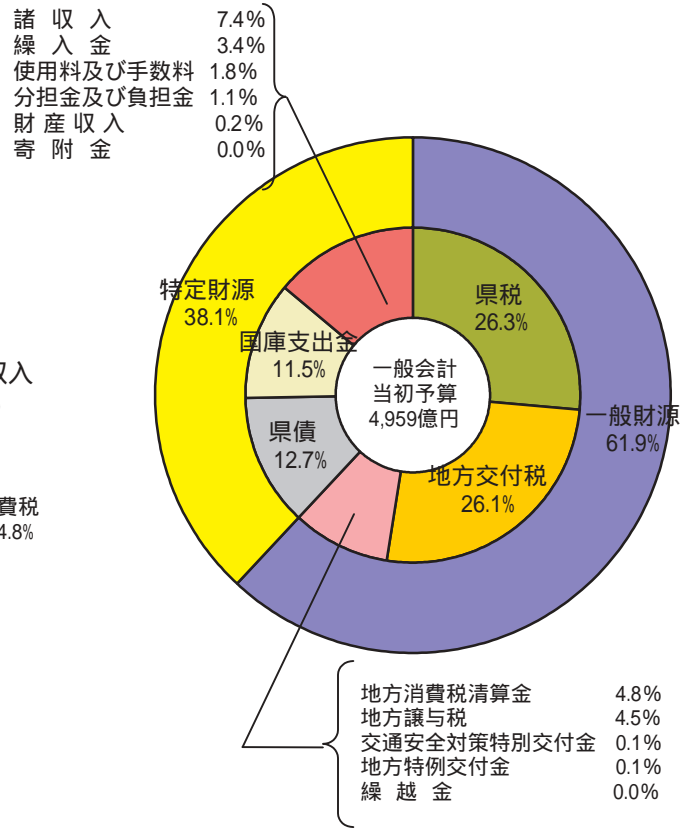
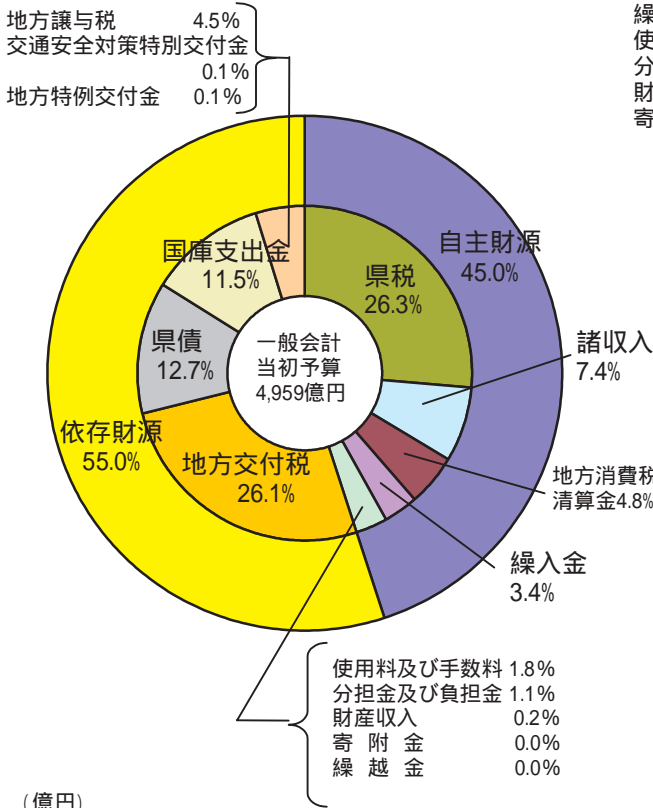
例えば、県立中央病院や高松病院といった病院事業は、高度医療部分など一般会計が負担すべき部分を除いて、受診者からの収入をもって必要な経費を賄うことを原則としています。そうした企業的色彩の強い事業を行う会計をいい、中央病院事業会計、電気事業会計、水道用水供給事業会計など5会計があります。

IV 必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

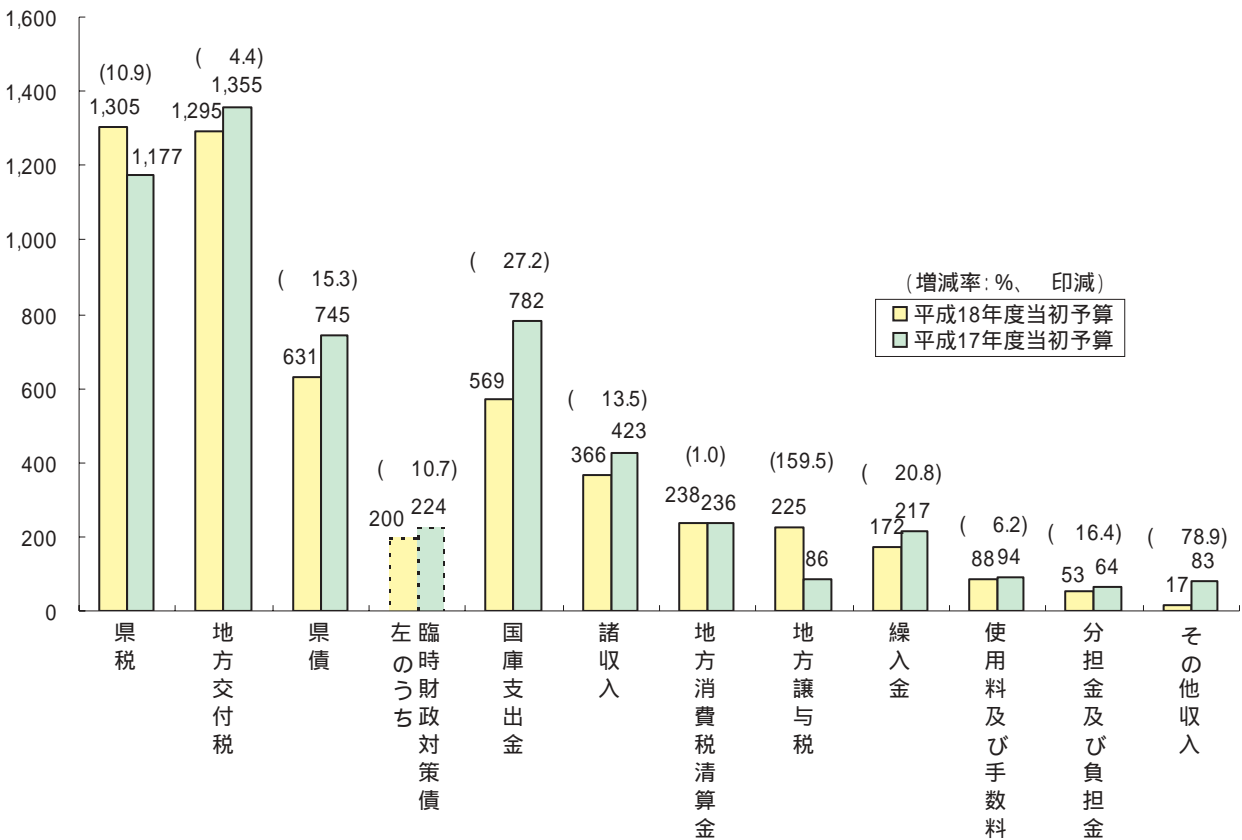
—一般会計歳入予算—

自主財源・依存財源別

一般財源・特定財源別



(億円)



(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

歳入のうち県税の割合は 26.3%となっています。

また、自らの手で調達する自主財源の割合は 45.0%、使途が特定されていない一般財源の割合は 61.9%となっています。

県税は、企業収益の増加による法人関係税の増や志賀原子力発電所 2 号機の稼働に伴う核燃料税の増などから対前年度比 10.9%の増を見込みました。また、地方消費税の清算金を加えた実質県税は、対前年度比 9.3%増と見込んでいます。

地方交付税は、総務省の指針等に基づき対前年度比 4.4%減を見込んでいます。

県の借金である県債は、対前年度比 15.3%減と大幅に減少しました。これは、臨時財政対策債が国の方針により大幅削減（10.7%減）となったことに加え、「準通年型予算」として編成したことにより、通常の県債が減少（17.3%減）したことによるものです。

ひとくちメモ

自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

一般財源と特定財源

使途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように使途が特定されている財源を特定財源といいます。

地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、県税の実収入といえるものです。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税五税の一定割合（所得税、酒税は 32.0%、法人税は 35.8%、消費税は 29.5%、たばこ税は 25.0%）が充てられています。近年は、地方交付税の必要額を国税五税で賄えない部分は、国と地方が折半して補てんすることとし、地方負担分については、臨時財政対策債で措置されています。

臨時財政対策債

臨時財政対策債とは、国の交付税特別会計の財源不足に対応するため特例として地方が発行するいわゆる赤字地方債で、その償還額全額が交付税で措置されるものです。このため、地方交付税と臨時財政対策債を合わせ、実質交付税と呼んでいます。

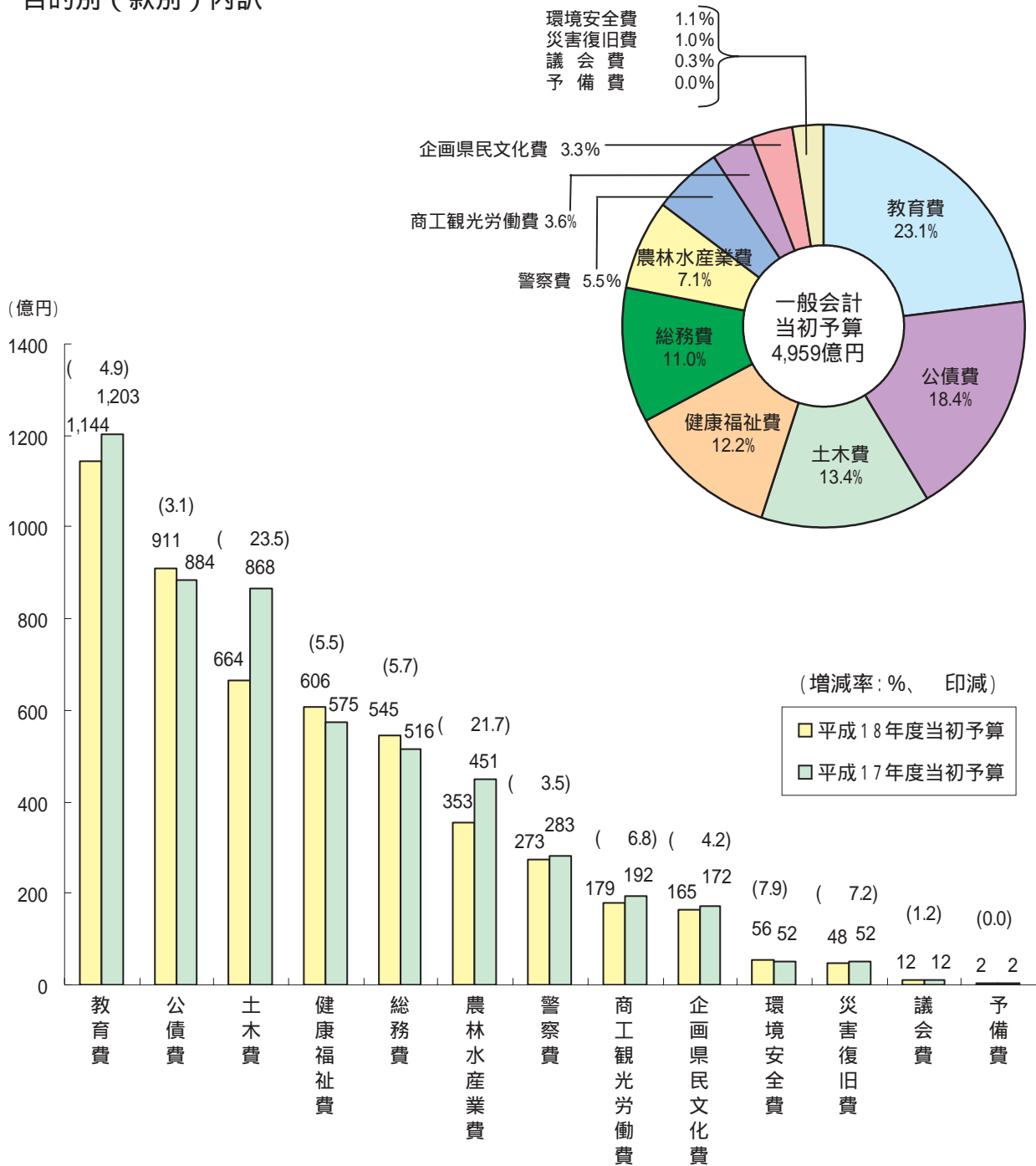
県債

県が道路などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、債務の履行が一会計年度を越えて行われるものを指します。

いわば県の借金にあたり、後年度に負担が生じますが、耐用年数の長い社会資本の整備については後年度の世代もその恩恵を受けることから、県債を活用することは現世代の負担の軽減を図るとともに、世代間の負担の公平化を図る効果もあります。

V 予算はどのような目的に使われるのですか。 —一般会計歳出予算—

目的別（款別）内訳

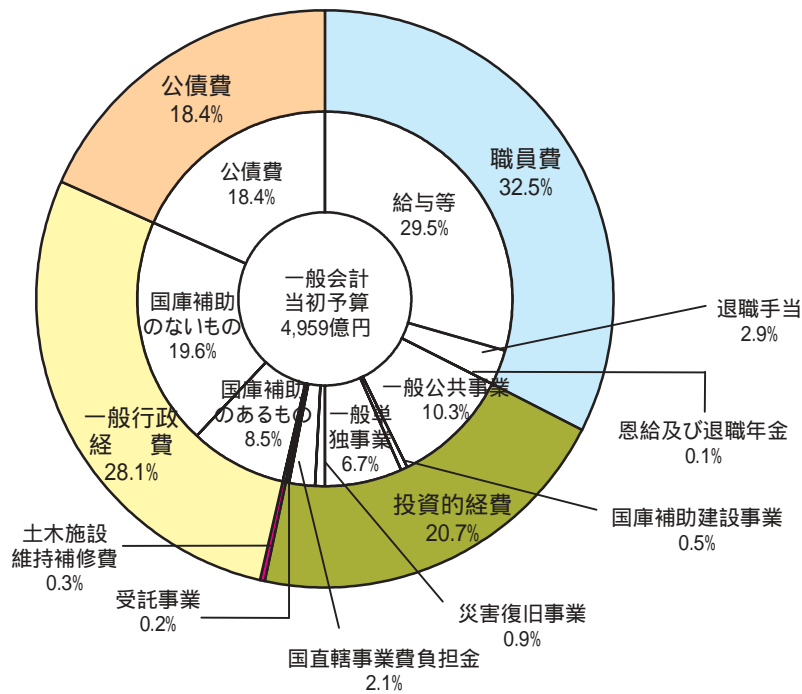


(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

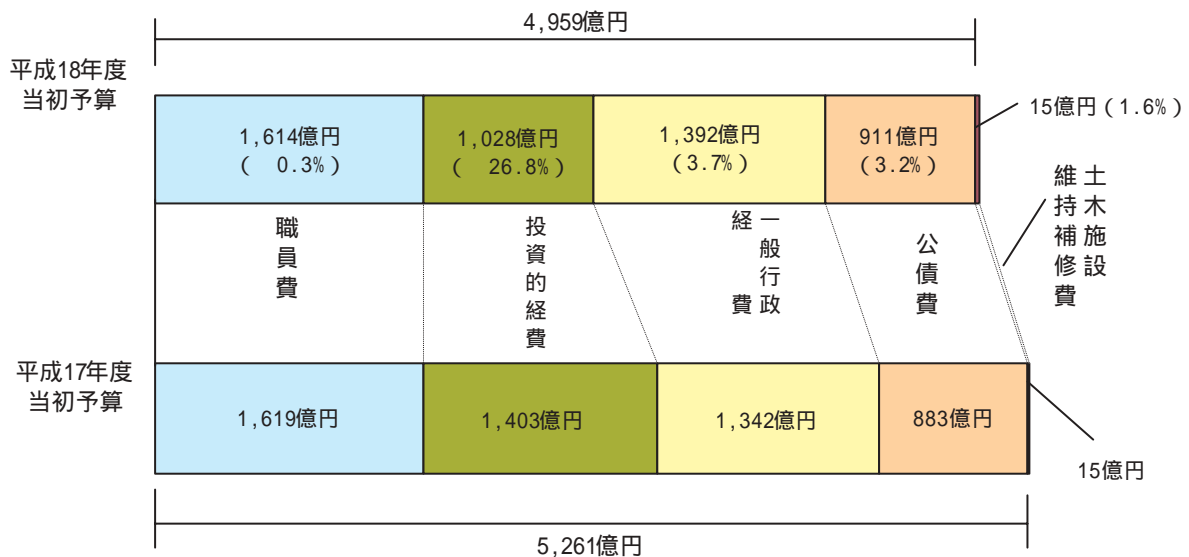
目的別（款別）にみると、構成比では、小・中・高等学校の教職員の人件費や高等学校の整備などの教育費が23.1%と最も多く、次いで公債費、土木費となっています。

公債費の構成比は近年上昇傾向にあり、平成18年度は18.4%を占めるに至っています。

性質別内訳



(増減率、印減)



(注) 円グラフ、棒グラフは端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

職員費は、全体の約3割を占めていますが、対前年度比で見ると0.3%減となっています。これは改定された新行財政改革大綱に基づき職員数の前倒し削減(90人)や給料、諸手当等の見直しを実施したことによるものです。

投資的経費は、全体の約2割を占めており、「準通年型予算」のため対前年度比26.8%減となっています。しかし、緊急輸送道路、指定避難施設である県立学校等の体育館の耐震補強など県民生活の安全・安心に関わる事業、金沢港大水深岸壁の整備や北陸新幹線の建設など時機を逸せず対応すべき事業については、当初予算に怠りなく計上したところです。

ひとくちメモ

投資的経費

道路、学校、公営住宅の建設等その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費で、普通建設事業費及び災害復旧事業費からなっています。

普通建設事業のうち、国の補助金・負担金を受けて行う事業の大半が「一般公共事業」、国からの補助等を受けることなく独自に実施する事業が「一般単独事業」です。

一般行政経費

すべての行政事務に要する経費から、職員費、投資的経費、維持補修費、公債費を除いたものですが、一般的には、投資的経費がハード整備に要する経費であるのに対し、一般行政経費は観光振興、産業振興、少子化対策、環境対策などのソフト事業に要する経費といえます。

公債費

地方公共団体が借り入れた地方債の元利償還金及び一時借入金利子の合算額で、借金の返済に要する経費をいい、職員費、扶助費（扶助費とは、医療・介護関連経費や子育て支援施策、障害者施策に要する経費などをいいます。）とともに義務的経費です。

第2 石川県の財政状況

I 近年の財政状況はどうか。

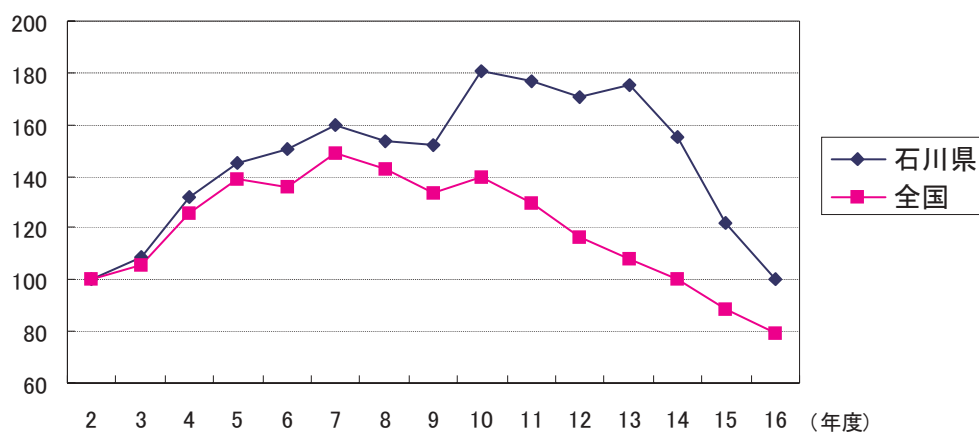
1 景気対策のために積極的に公共投資を実施

本県では、バブル経済が崩壊した平成4年度以降、国の経済対策に呼応し、積極的に社会資本の整備に取り組んできました。また、他県が公共投資を抑制し始めた平成11年度以降も数年にわたり、景気対策のために他県に比して高水準の公共投資を実施してきました。

この間、能登空港、小松駅連続立体交差事業、金沢外環状道路といった交通ネットワークや県立音楽堂、金沢城菱櫓などといった文化発信のためのプロジェクトから総合養護学校、県立大学などの福祉・教育施設や下水道などの生活に密着した社会資本まで格段に整備が進み、県民生活の利便性や質の向上に大きく寄与してきました。



普通建設事業費の推移(H2=100とした指数)



(注1) 普通建設事業費とは、公共投資(投資的経費)のうち災害復旧費を除いたものです。

(注2) 平成2年度を100とした指数です。

(注3) 一般会計と特別会計の一部を合算した指数です。

この結果、公共投資(普通建設事業費)の標準財政規模に対する割合は、平成16年度は全国11位(平成15年度は全国8位)とやや低下傾向にあるものの、依然として高い水準になっています。

区 分	石川県		全国平均
		全国順位	
平成16年度普通建設事業費 標準財政規模	58.7%	11位	40.6%

(注)1 普通建設事業費とは、公共投資(投資的経費)のうち災害復旧費を除いたものです。

2 平成16年度普通建設事業費／標準財政規模は高い方からの全国順位です。

ひとくちメモ

標準財政規模

地方税、普通交付税などの毎年度経常的に収入される一般財源(使途の特定されていない財源)のことで、各地方公共団体の標準的な財政規模を示すものです。

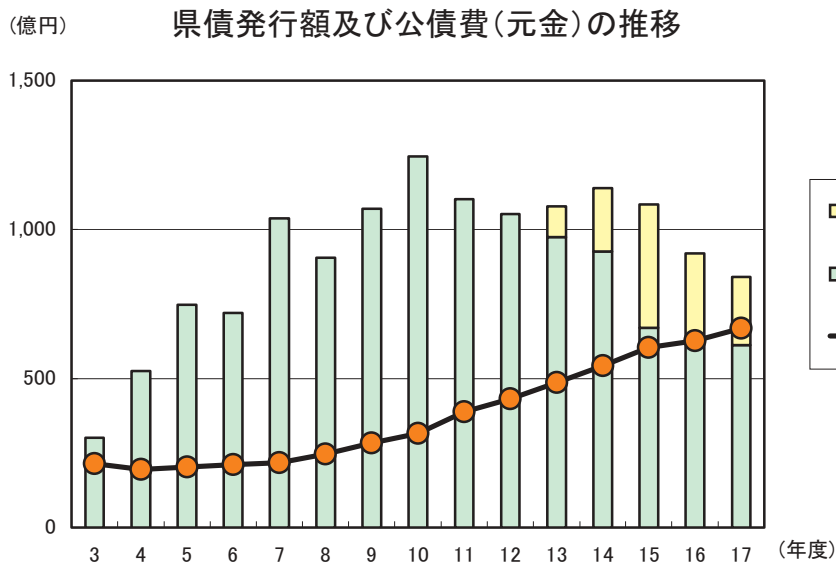
2 多額の県債発行により増嵩する県債残高

積極的に公共投資を行った結果、その財源である県債の発行額も多くなり、県債残高は年々増嵩してきました。

これに、地方交付税の一部をいわゆる赤字地方債に振り替えた、実質交付税である「臨時財政対策債」の発行も加わりました。

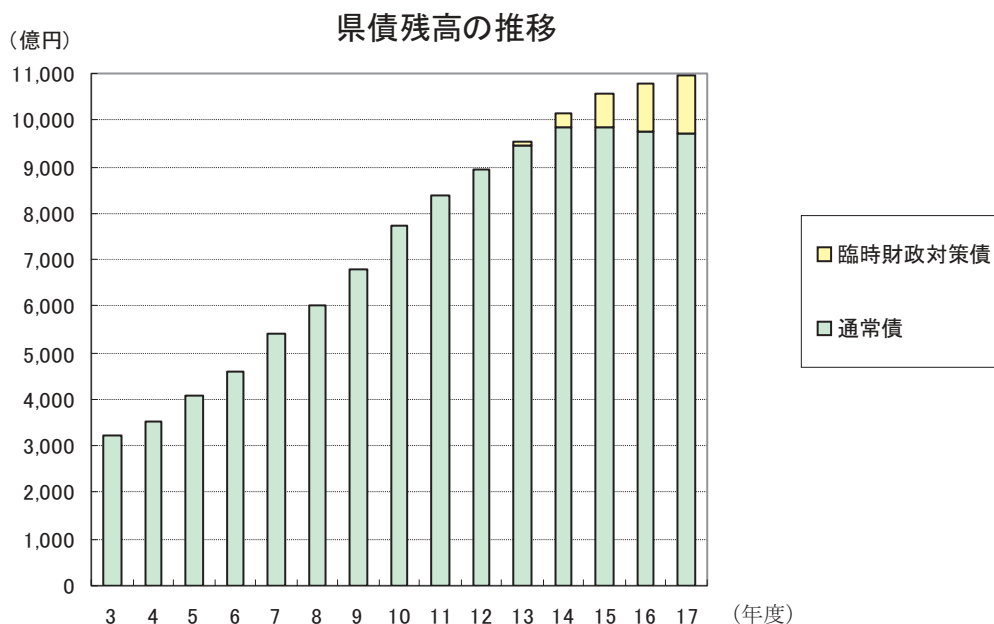
この結果、県債残高は平成14年度に1兆円を突破するとともに、標準財政規模に対する割合も、平成16年度で全国6位(平成15年度は全国5位)と極めて高い水準になっています。

また、県債の償還費である公債費(元金)も平成3年度の約3倍の水準となっており、本県財政の大きな圧迫要因となっています。



(注1) 県債発行額及び公債費(元金)は一般会計決算額で、借換債及び特定資金公共投資事業債分を除きます。

(注2) 公債費(元金)は繰上償還分を除きます。



(注) 特定資金公共投資事業債を除きます。

区 分	石川県		全国平均
		全国順位	
平成16年度末県債残高 標準財政規模	4.26倍	6位	3.45倍

(注) 平成16年度末県債残高／標準財政規模は高い方からの全国順位です。

区 分	平成3年度	平成17年度	伸 率
県民1人当たり県債残高	276,707円	934,604円	237.8%
県民1人当たり公債費	33,824円	74,212円	119.4%

(注) 借換債充当公債費、特定資金公共投資事業債、繰上償還を除いたものです。

3 ピーク時に比べ依然として低い水準にある税収と地方交付税の大幅削減の影響

バブル経済崩壊後の長引く景気低迷や国の政策減税の影響を受け落ち込んでいた県税収入は、平成16年度に引き続き、平成17年度も2年連続で対前年度比がプラスとなる見込みとなりました。(実質県税で2.3%増)

しかし、県税収入の太宗を占める法人関係税は、未だピーク時(平成3年度)の66.0%の水準にあり、また、業種や企業規模によりバラツキが見られ、今しばらくその動向を見極める必要があります。

いずれにしても、歳入に占める県税収入の割合は平成3年度には28.5%でしたが、平成17年度には24.5%となっており、ピーク時と比べれば依然として低い水準にあります。

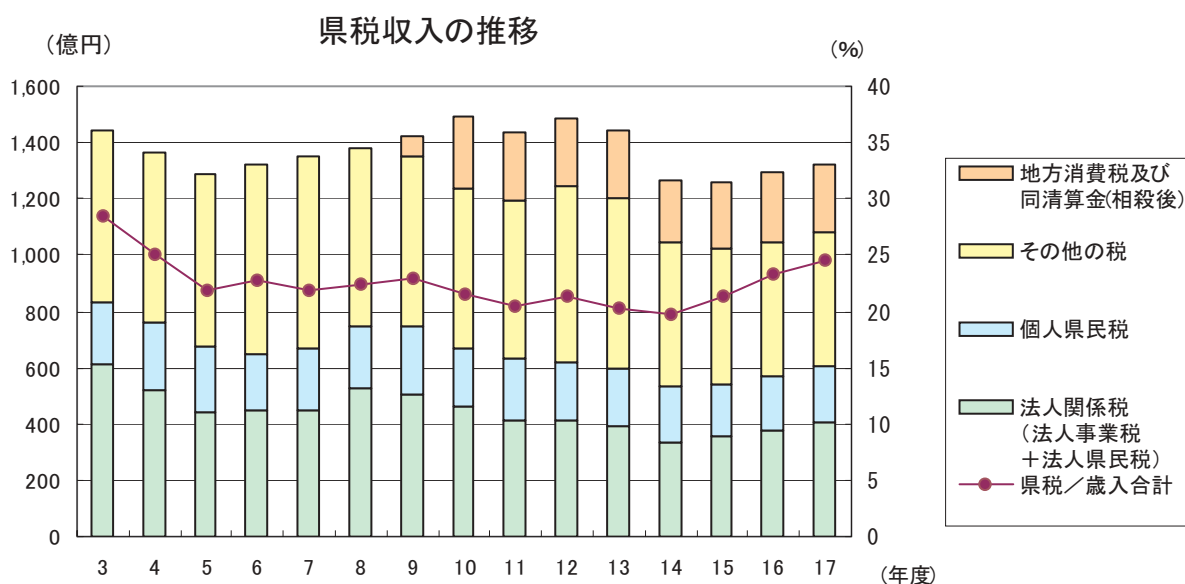
また、平成16年度には「三位一体の改革」の名の下で実質交付税が大幅削減(全国2.9兆円、石川県224億円)されました。過去に例をみない大幅な削減が突如、一方的に行われ、歳出の追加削減など様々な努力と工夫を行ったものの、結果として多額の基金の取り崩しを余儀なくされました。

その後も行財政改革の取り組みを拡充・強化して、収支不足額を圧縮する努力を続けていますが、この影響は、とても単年度で解消できるものでなく、平成18年度以降にもなお大きく残っています。

区 分	平成3年度	平成17年度	伸 率
県民1人当たり財政規模	435, 478円	460, 891円	5. 8%
県民1人当たり県税収入	124, 178円	112, 866円	△9. 1%

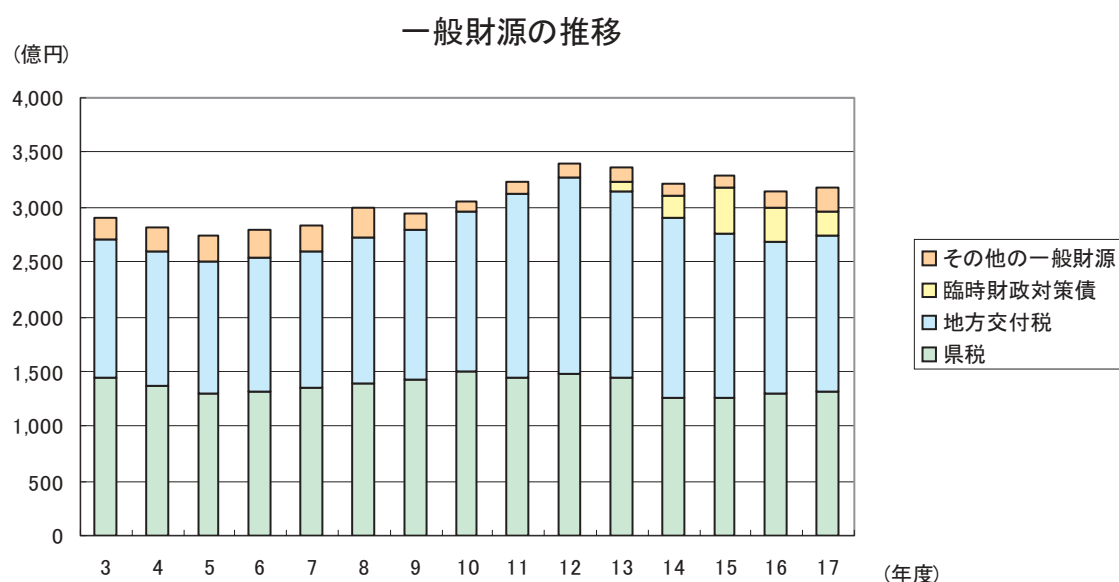
(注) 1 県民1人当たり財政規模は借換債除きです。

2 県民1人当たり県税収入の平成17年度は実質県税収入です。



(注1) 平成9年度以降については、実質県税収入であり、平成17年度は決算見込額です。

(注2) 県税/歳入合計の歳入合計は、借換債を除いたものです。



(注) 県税は平成9年度以降については、実質県税収入であり、平成17年度は決算見込額です。

4 減少する基金残高

本県では、県税収入が好調だった平成元年度から4年度にかけて、将来に備えて基金（県の貯金）を積み立て、その後も極力その取り崩しを抑制してきました。その結果、平成15年度末までは、財政調整基金及び減債基金の2基金の残高が約600億円と財政規模からみると全国上位の水準を維持してきました。

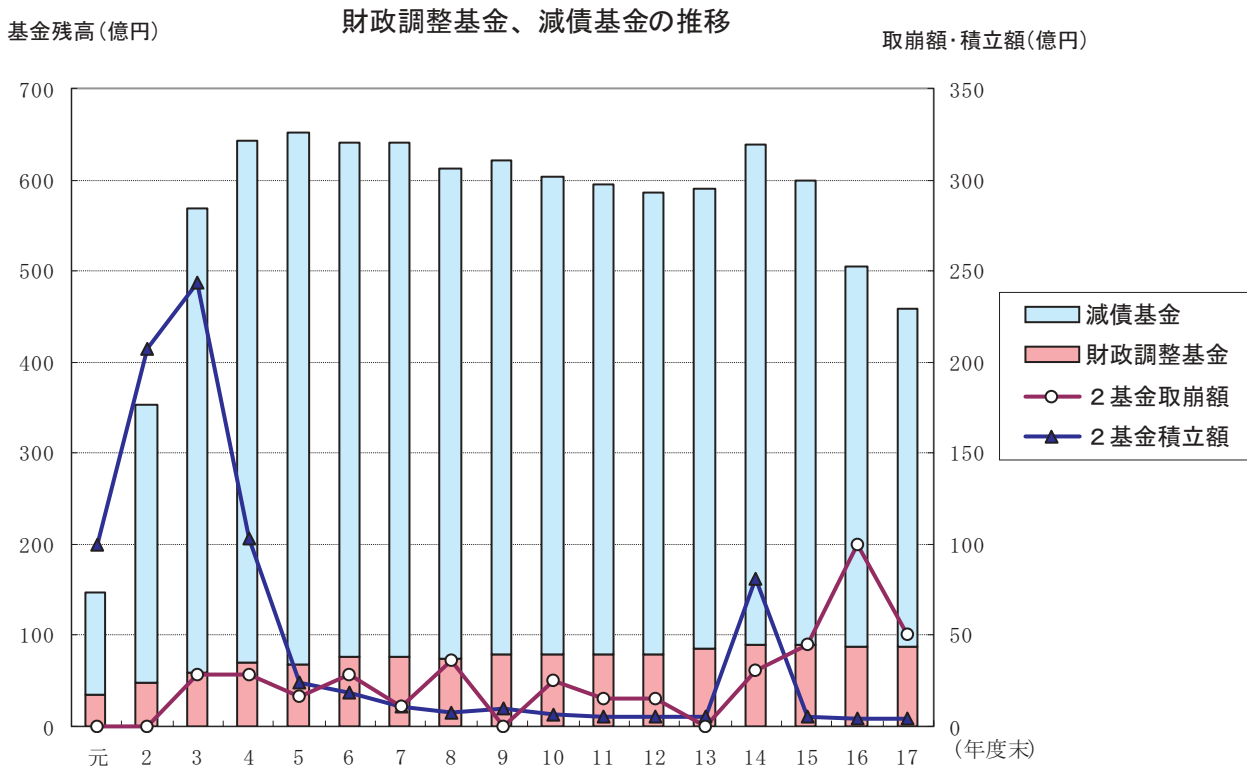
しかし、実質交付税の大幅削減や県債の償還である公債費、高齢化社会の進展による医療・介護関連経費などの扶助費の増加という厳しい財政状況の下、平成16年度は、財政調整基金及び減債基金で100億円、平成17年度は50億円の取り崩しを行った結果、平成17年度末のこれらの2基金の現在高は約450億円にまで減少しました。

また、平成18年度当初予算においても財政調整基金、減債基金の2基金で150億円の取り崩しを余儀なくされており、今後こうした傾向が続けば、これらの基金は数年で枯渇することとなります。

区 分	石川県		全国平均
		全国順位	
平成16年度末基金残高 標準財政規模	19.8%	6位	8.0%

(注)1 基金は財政調整基金と減債基金の合計です。

2 平成16年度末基金残高／標準財政規模は高い方からの全国順位です。



(注) 平成14年度末の減債基金の増は、県庁舎整備基金約76億円を積替えたことによるものです。

5 財政指標も悪化

平成16年度の財政指標を見ると、財政の弾力性を示す経常収支比率は、実質交付税の大幅削減の影響などを受け、90.8%と平成15年度の85.4%から大きく悪化しています。

また、公債費の実質負担を示す起債制限比率についても、先述のとおり、県債の償還費である公債費が増加していることから、10.3%と平成15年度の10.0%から悪化しています。

区 分	石川県		全国平均
		全国順位	
平成16年度経常収支比率	90.8%	15位	92.4%
平成16年度起債制限比率	10.3%	8位	12.6%

(注) 経常収支比率、起債制限比率は低い方からの全国順位です。

ひとくちメモ

経常収支比率

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税、普通交付税を中心として毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費、扶助費、公債費等の毎年度経常的に支出される経費（経常経費）にどの程度充当されているかをみるもので、経常経費に充当される一般財源総額が経常一般財源総額に占める割合をいいます。この値が低いほど、弾力性があり健全であると言えます。

起債制限比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標のひとつで、地方債の償還について地方交付税により財源措置される部分を除いて実質的にみた場合、標準的な財政規模に比してどの程度の公債費負担を負っているかを示す指標です。

II どのような対策をとってきたのですか。

1 新行財政改革大綱の改定と取り組みの拡充・強化

このような厳しい財政状況の中、平成17年3月には、新行財政改革大綱（平成14年度策定）を見直し、将来にわたり必要な行政サービスの水準を確保できるよう、行財政改革の取り組みをさらに拡充・強化し、持続可能な財政基盤の確立に向け、歳入・歳出全般にわたる見直しと業務の効率化に努めてきました。

2 財政の健全化維持に向けた基本方針

改定した新行財政改革大綱では、財政の健全性維持に向けた基本方針として以下の2点を掲げました。

① 県債残高の抑制

臨時財政対策債を除き、県債残高を前年度以下の水準に抑制

② 基金残高の確保

減債基金等の取り崩しを極力抑制し、今後の公債費負担の増などに対応できる基金残高を確保

3 職員費の抑制

職員数については、平成15年度から平成24年度までの削減数（知事部局）を400人程度から450人程度に拡大するとともに、平成19年度までの前期の削減人数を200人程度から300人程度に前倒しすることとしました。このため、平成18年度は、公社・外郭団体からの県派遣職員の引き揚げなど組織及び事務事業の見直しをさらに推進し、90人を削減しました。

この結果、平成18年度当初時点で、前期の削減目標を1年前倒して、ほぼ達成することができました。

知事部局職員数の推移

平成14年度	平成15年度		平成16年度			平成17年度			平成18年度		
		対前年度増減		対前年度増減	対平成14年度増減		対前年度増減	対平成14年度増減		対前年度増減	対平成14年度増減
4,079人	4,021人	△ 58人	3,939人	△ 82人	△140人	3,872人	△ 67人	△207人	3,782人	△ 90人	△297人

また、一般行政部門に教育、警察及び公営企業部門を含めた県全体の職員数では、新行財政改革大綱を策定した平成14年度を基準として、平成17年度までに640人、3.6%の削減を行いました。これは、全国都道府県の削減率1.8%を上回る結果となっています。さらに、平成18年3月に取りまとめた「石川県における行財政改革の取り組み」（集中改革プラン）では、県全体の平成17年度を基準とした平成22年度における職員数削減率を5.1%（871人削減）と見込んでおり、国が「新地方行革指針」で示した4.6%を上回る目標を設定しています。

また、給料・諸手当等については、

- ・ 知事などの特別職の給与等の減額措置の延長、期末手当の10%減額、退職手当の見直し

- ・ 一般職員の管理職手当の10%減額、初任給の引き下げ、特殊勤務手当・農林漁業改良普及手当の見直し

などの取り組みに加え、平成18年度から、給料表水準の引き下げ、給与カーブのフラット化、地域手当の新設などを内容とする給与構造改革に取り組み、職員費の抑制を図っています。

4 投資的経費の抑制と公債費の平準化

投資的経費については、地域経済や雇用情勢にも配慮しつつ、標準財政規模に対する割合を全国平均を目途に順次抑制してきています。

このような状況の中でも、近年は、地域の実情に応じた本県独自の整備基準（ローカルルール）を拡充するなど様々な工夫を凝らし、必要な事業量を確保するとともに、「選択と集中」の考え方に基づき、福祉・教育施設などの県民生活に密着した社会資本の整備や災害対策などの県民の安全・安心に直結する社会資本の整備など必要度、緊急度の高い事業への重点化を図ってきました。

これからは、「ハードからソフトへの転換」を念頭に、これまで整備された社会資本を活用した地域の活性化などを推進する必要があると考えています。

また、公債費については、繰上償還の実施などによる平準化を図ることとし、平成15年度、平成16年度には、それぞれ70億円の繰上償還を実施しました。

この結果、県債残高は、実質交付税である臨時財政対策債を除き、平成15年度には、昭和50年度以来28年ぶりに減少し、引き続き平成16年度、平成17年度も3年連続で減少させることができました。現時点では、平成18年度においても臨時財政対策債を除く県債残高は減少する見込みです。

5 その他の見直し

このほかにも、歳入、歳出や業務体制などの更なる見直しを図っています。平成18年度の主な見直し項目は次のとおりです。

一 歳入の確保

- ・ 県税の滞納整理の促進（市町が徴収していた個人県民税の県による直接徴収の拡大）
- ・ 産業展示館の歳入確保（各館特別会議室の新規貸出し、メンテナンス期間の短縮による営業日数の増）
- ・ 職員公舎貸与料の値上げ
- ・ 県が保有する遊休資産の処分促進
- ・ 宝くじの販売促進 など

一 施設管理の見直しなどによる業務の効率化と歳出の抑制

- ・ 公の施設の指定管理者制度の導入による施設管理経費の抑制（公の施設224施設のうち118施設に導入）
- ・ 利用料金制度の導入施設の拡大（5施設→27施設）
- ・ 隣接施設との管理業務の一括化、清掃、園地・緑地管理、警備委託業務の仕様見直しによる管理の効率化など施設管理経費の抑制
- ・ 施設の廃止、機能の見直し（金沢女子専門学校、坪野キャンプ場の廃止、保育専門学園の機能

の見直しなど)

- ・ いしかわマルチメディアスーパーハイウェイ（IMS）の活用による防災行政無線整備コストの縮減
- ・ 外部専門家の活用による情報システム導入・運用費用の見直し
- ・ 公用車電子予約システムの導入（H18. 1月試行、4月本格実施）
- ・ 県庁舎見学案内業務の効率化
- ・ 民間委託の推進（金沢競馬場の投票用務、中央病院の診療報酬請求業務の入院分野への拡大）
- ・ 役割分担を踏まえた市町への業務移管、権限委譲の推進 など

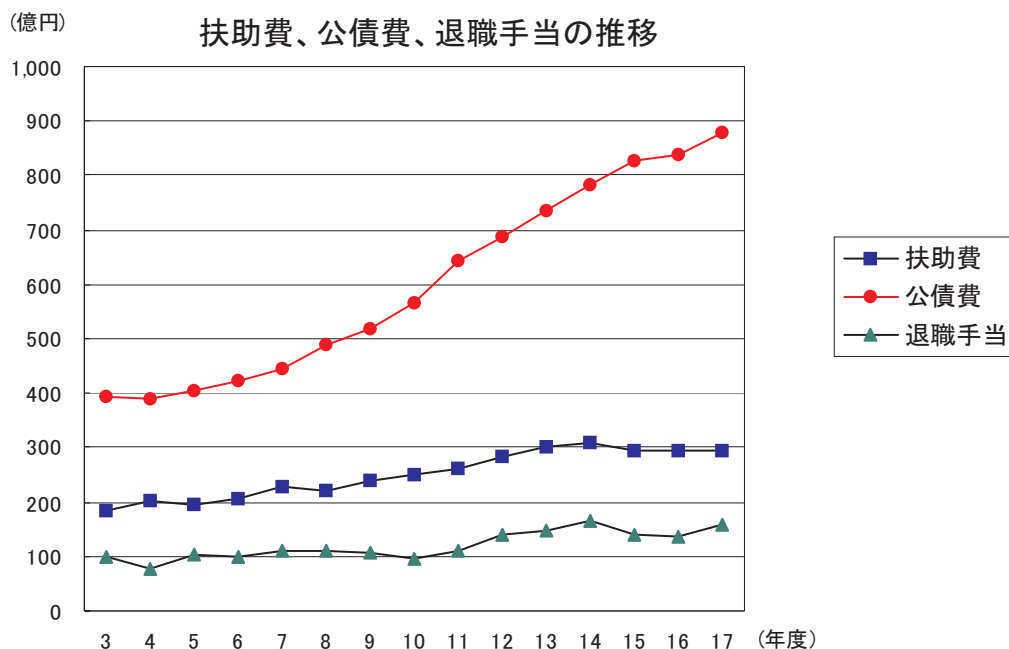
一 公社・外郭団体等の見直し

- ・ 金沢競馬
投票業務の民間委託、採算性を重視した開催日の設定、場間場外販売の強化など
- ・ 県民ふれあい公社
のとじま水族館におけるアシカショーの導入、トンネル水槽の改築、辰口丘陵公園プールの民間委託、ホテルのときんぷらにおける露天風呂、エレベーターの新設など
- ・ 住宅供給公社
県営住宅管理業務の終了に伴う組織体制の見直しと職員削減、民間のノウハウを活用した販売促進
- ・ 金沢大野からくり記念館、銭屋五兵衛記念館
経費削減策と収入確保策の実施、補助金上限額の設定、運営のあり方、経営改善策の検討（地元関係者との協議の場の設置）
- ・ 長寿生きがいセンター
各種講座の廃止、職員削減、センターのあり方の検討（福祉関係者、利用者等との検討委員会設置）
- ・ 金沢勤労者プラザ
営業日数の増と利用率の低い平日夜間の閉館などの効率化
- ・ 21世紀農業育成機構
基金の取り崩し・運用方法の検討
など

Ⅲ これまでの対応で十分ですか。

1 急増する公債費負担に加え、扶助費や退職手当も増嵩

これまで発行した県債の償還費である公債費が急増し、財政の大きな圧迫要因となっています。これに加え、高齢化社会の進展による医療・介護関連経費などの扶助費も三位一体の改革による県事業の市町移管などの制度改正分を除けば、確実に増加してきています。そして、これらの経費は今後も大きく伸びることが見込まれます。また、平成19年度からは、団塊の世代の職員の大量退職により退職手当も急増する見込みです。



(注1) 公債費は、借換債充当公債費及び特定資金公共投資事業債分を除きます。

(注2) 公債費は、繰上償還分を除きます。

(注3) 17年度は決算見込額です。

2 新たな財政の中期見通しの策定

このように今後は、極めて厳しい財政状況が予想されることや、近年、三位一体の改革や平成16年度の実質交付税の大幅削減などにより地方財政を取り巻く環境が変化したことから、平成14年度に策定した財政の中期見直しを見直し、新たに策定する必要があると考えています。

3 新行財政改革大綱の見直し

現行の新行財政改革大綱に盛り込んだ各種の改革項目は、平成18年度末には、取組期間を1年残り、不断に取り組むべき項目を除き、概ね達成される見込みとなりました。

しかし、今後の本県財政がますます厳しくなっていくことを考えると、行財政改革の手綱を緩めることは許されません。このため、平成19年度までの取組期間とされている現行の新行財政改革大綱を1年前倒しして見直し、行財政改革の取り組みを一層強化する必要があると考えています。

(コラム) 「三位一体の改革」について

1 「三位一体の改革」とは？

平成16年度から平成18年度までの間に

- ① 国庫補助負担金の改革（概ね4兆円程度の国庫補助負担金を廃止・縮減）
- ② 税源移譲（①に見合った税源を基幹税で移譲）
- ③ 地方交付税の改革（地方交付税の算定の簡素化と透明性の向上を図るとともに地方交付税への依存を低下）

を同時一体で改革しようとするもので、国から地方へ権限とともに財源を移譲し、地方自治体が自らの自立と責任の下で施策選択の自由度を高めることにより、住民に身近なところで住民ニーズを的確に反映し、全国一律ではなく地域の実情にあった施策を実行できるようにする、我が国の内政構造の改革ともいえるものです。

2 これまでの改革の内容と評価

平成17年度までの改革では、約4.4兆円の国庫補助負担金が改革されたものの、税源移譲は約2.4兆円にとどまりました。しかも、地方の改革案で示した国庫補助負担金について見ると、税源移譲に結びついたものは、件数にして148項目中41項目、金額にして3.2兆円中1兆円余りと、それぞれ3割程度しか実現しませんでした。さらに、これに加えて、地方交付税が、実質交付税である臨時財政対策債を含めて2.9兆円、突如として一方的に削減され、地方財政に大きな打撃を与えました。

平成18年度における三位一体の改革については、昨年7月、地方六団体が平成18年度の税源移譲対象として約1兆円の国庫補助負担金を選定し、残された約6,000億円の税源移譲を求める提案を行い、政府・与党において検討が進められた結果、地方分権には最もほど遠いと主張していた生活保護は対象外となったものの、

- ① 義務教育費については、中学校分全額の削減を求めていたにもかかわらず、小学校分・中学校分を併せて負担率を引き下げ、国の財政上の関与を残したこと。
- ② 地方に全く裁量の余地がないと主張していた児童扶養手当や、これまで全く議論されていない児童手当など、地方の削減リストにないものの負担率引き下げが太宗を占めること。
- ③ 施設整備費の一部が盛り込まれたものの、その税源移譲割合が50%と低率であること。など、地方分権の趣旨とは相容れないものが多く、不十分なものと考えています。

※ 国庫補助負担金の改革（平成15年度からの累計）

- ・ 税源移譲に結びつくもの 3兆1,176億円 → 税源移譲額3兆94億円
- ・ 税源移譲に結びつかないもの 2兆1,110億円
（スリム化、交付金化）

※ 実質交付税の削減（平成16年度から18年度の3ヶ年）

23.9兆円から18.8兆円へと5.1兆円の減額

3 今後に向けて

今回の第1期改革においては、画期的ともいえる3兆円の税源移譲こそ実現できたものの、その内容は地方が真剣に議論して提出した改革案が尊重されたとは言えず、三位一体の改革の趣旨からして評価できないものもあり、今後とも、真の地方分権改革の実現に向け、引き続き第2期改革に取り組んでいくことが大変重要です。

地方六団体としては、これまでの成果を踏まえて第2期改革を強力に推進すること、「国と地方の協議の場」を定期的を開催するとともに制度化すること、改革期間中に地方一般財源の不合理な削減を行わないことを国に求めています。

政府においても、国と地方の信頼関係の上にたち、誠意を持って地方六団体と協議を尽くし、真の地方分権改革の実現に向けて、第2期改革に取り組んでいただきたいと思います。

※ 税源移譲

平成18年度税制改正において、国税である所得税から地方税である個人住民税へ3兆円が移譲され、平成19年度分から実施されます。

このほか、財産収入や地方譲与税なども増収が図られたことから、後年度の財政負担に備えるため、財政調整基金と減債基金の取り崩しを一部取り止め、これらの2基金からの繰入金を80億円減額しましたが、平成16年度に行われた実質交付税の大幅削減の影響が重くのしかかり、最終的には、財政調整基金と減債基金を合わせて50億円を取り崩さざるを得ませんでした。今後とも、できる限り基金の取り崩しに頼らない財政運営に努めていきたいと考えています。

なお、県債については、臨時財政対策債を除いた残高を決算ベースで前年度を48億円余下回る水準にまで抑制しました。

ひとくちメモ

債務負担行為

地方公共団体の予算は単年度で執行することが原則ですが、当初から事業規模や事業の性質等により単年度で事業完了することが困難な場合に、複数年度にわたり予算執行を認めることで、翌年度以降の予算計上を約束した手形のようなものです。実際の予算計上は事業の執行年度ごとに行われます。

繰越明許費

既に予算計上されている事業を、補正予算で繰越明許費として計上することにより、年度を越えての執行を可能とするものです。

例えば、道路の建設事業において、積雪のため工期が不足することが確実となった場合に、無理に工期を短縮しての突貫工事等による不良工事が発生しないよう、標準的な工期を保証し良質な施工を担保する場合などに行っています。また、年度間の公共工事の平準化にも資するほか、適正な工期の設定により、年度末における工事の過密な集中がなくなり、ひいてはコストの縮減にもつながるものと考えています。

最終予算の状況

印減(単位：百万円、%)

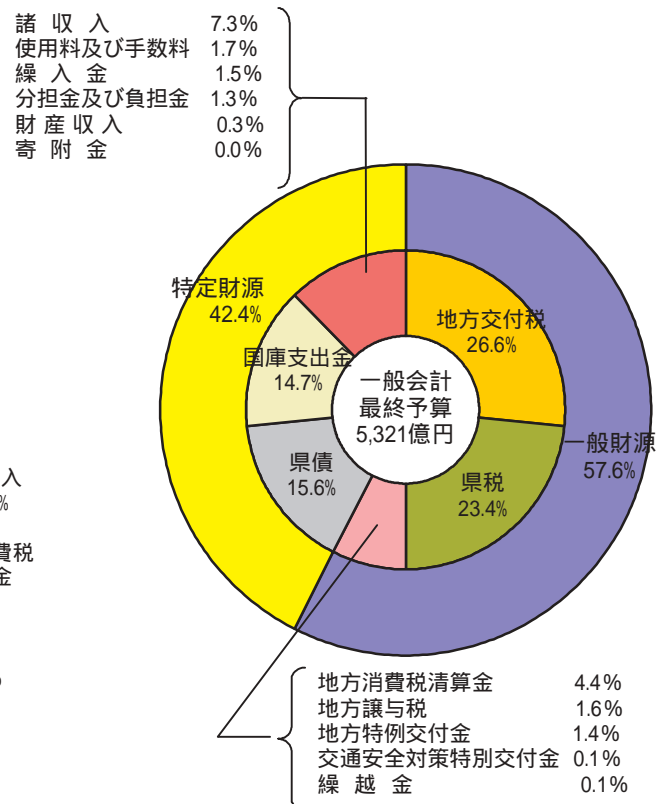
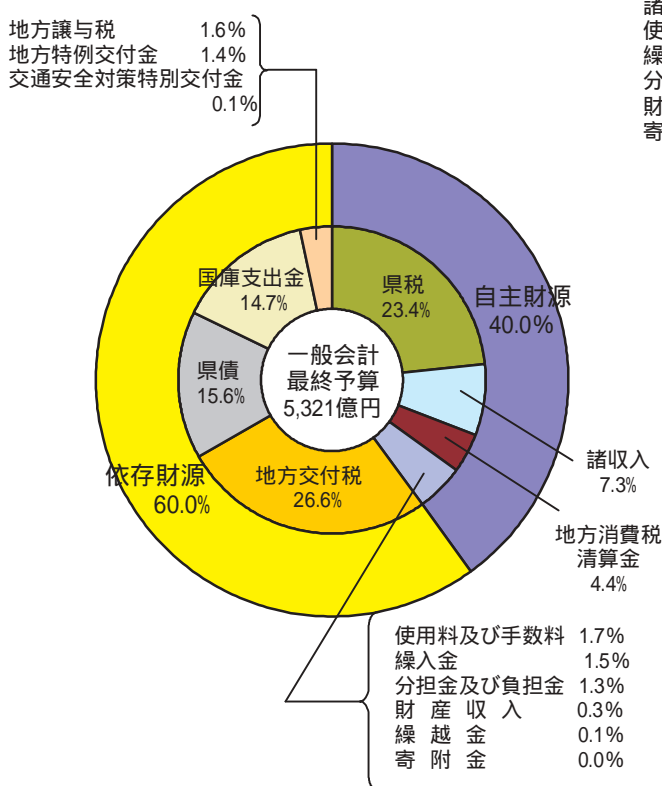
会計区分	平成17年度			平成16年度	増減	
	H17.10.4 現在予算額	下半期 補正額	最終予算額 (A)	最終予算額 (B)	額 (A)-(B)	率 $\frac{(A)-(B)}{(B)}$
一般会計	531,779	292	532,071	551,514	19,443	3.5
特別会計	26,916	1,279	25,637	29,533	3,896	13.2
事業会計	35,637	1,425	37,062	35,692	1,370	3.8
合計	594,332	438	594,770	616,739	21,969	3.6

(注) 数値はすべて借換債充当公債費及び公債管理特別会計を除いたものです。

歳入最終予算(一般会計)の状況

自主財源・依存財源別

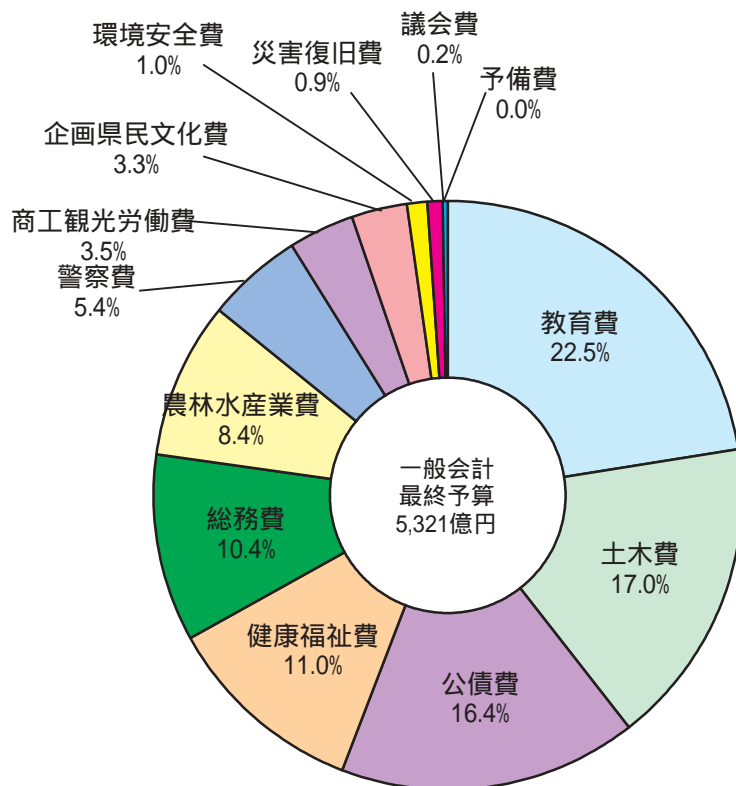
一般財源・特定財源別



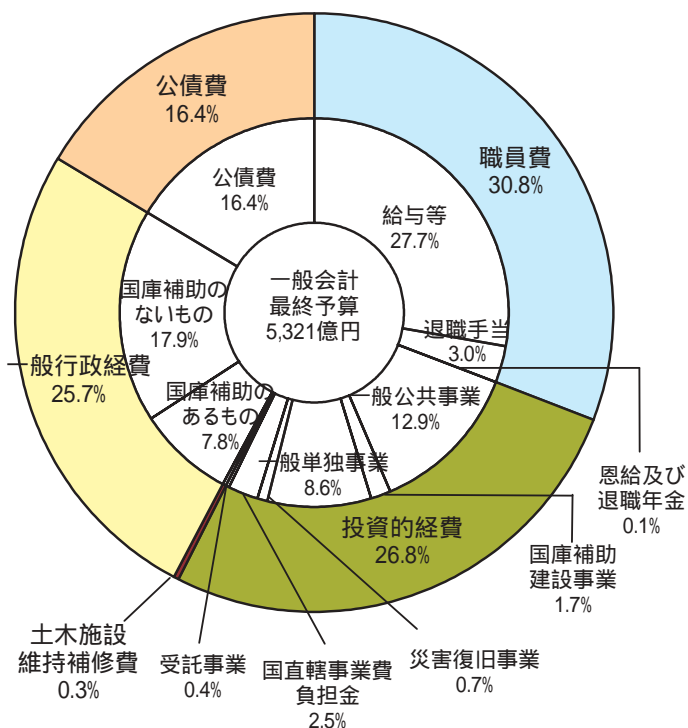
(注) 端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

歳出最終予算（一般会計）の状況

目的別（款別）



性質別



（注）端数処理のため、内訳が合計に一致しない場合があります。

Ⅱ 平成 17 年度予算の執行状況はどうか。 - 予算の繰越し -

(単位:百万円)

会計区分	繰越明許費	計上時期		繰越額
		12月補正	2月補正	
一般会計	20,158	876	19,282	16,280
一般公共事業	12,896	730	12,166	10,587
国庫補助建設事業	1,474		1,474	1,459
一般単独事業	4,539	146	4,393	3,172
災害復旧事業	1,076		1,076	903
受託事業	170		170	157
一般行政経費	3		3	2
特別会計	433		433	359
合計	20,591	876	19,715	16,639
平成 16 年度	25,599	1,039	24,560	21,783

(注) 上記のほか事故繰越しによる繰越額が、平成17年度は46百万円、平成16年度は14百万円あります。

繰越事業の主なもの(一般会計)

広域河川改修事業

錦城学園整備事業

広域営農団地農道整備事業

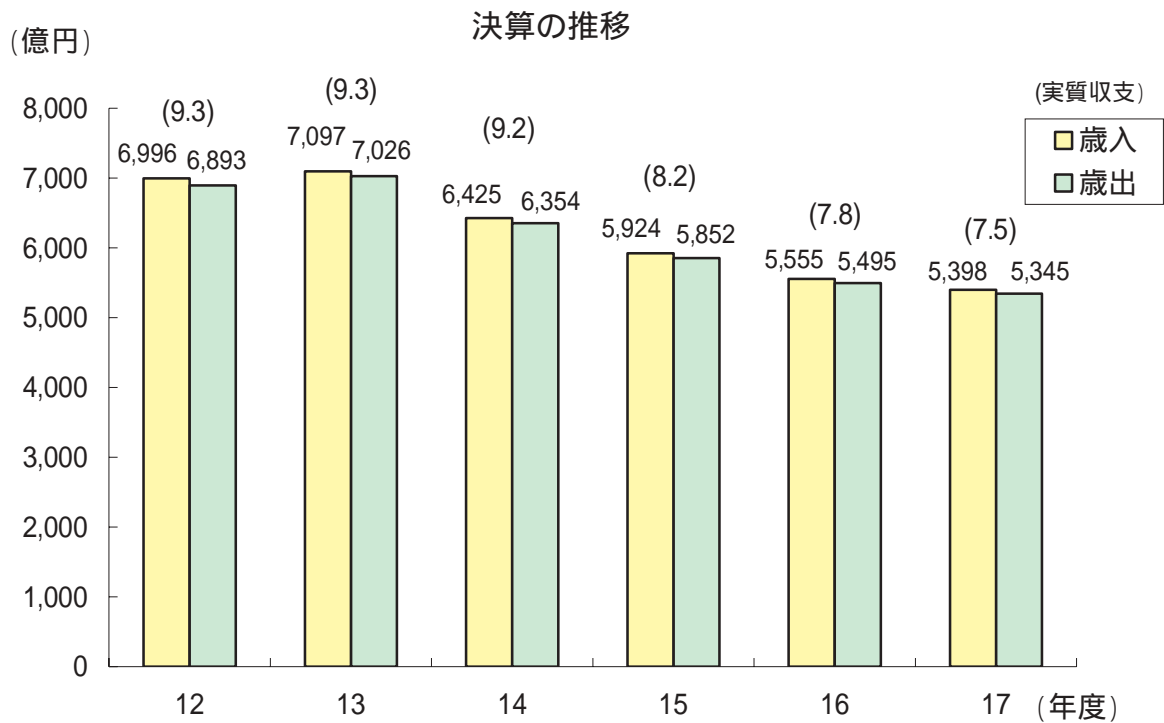
いしかわ広域交流幹線軸道路整備事業

平成 17 年度は、一般会計と特別会計を合わせ、166 億円余を平成 18 年度へ繰り越しました。

Ⅲ 平成 17 年度の決算見込みはどうか。

－一般会計決算見込み－

区 分	平成17年度 決算見込額 (A)	平成16年度 決 算 額 (B)	印減(単位:百万円、%)	
			増 額(A)-(B)	減 率 (A)-(B) (B)
歳 入	539,752	555,539	15,787	2.8
歳 出	534,528	549,507	14,979	2.7
歳入歳出差引収支 (形式収支)	5,224	6,032	808	13.4
繰越明許費・事故繰越しの 翌年度へ繰り越すべき財源	4,474	5,246	772	14.7
実 質 収 支	750	786	36	4.6



(注1) 歳入は、借換債を除き、歳出は、借換債充当公債費を除きます。

(注2) 平成17年度は決算見込額です。

一般会計の決算見込みは、形式収支で約 52 億円、実質収支で 7 億円台の黒字となる見込みです。

IV 平成 17 年度の決算見込みを家庭の家計簿に例えると。

いしかわ家の家計簿

支 出		収 入	
生活費 (県の職員、学校の先生、警察官などの給料)	164 万円	給料 (県税、地方交付税、国からの補助金など)	385 万円
家の増改築費 (道路、公園整備などのハード事業に要する経費)	148 万円	その他収入 (使用料及び手数料など)	63 万円
教育費 (教育、福祉などのソフト事業に要する経費)	136 万円	預貯金の引出 (基金の取り崩しなど)	8 万円
ローン返済 (県債の返済 うち59万円が地方交付税などにより補てんされました。)	87 万円	ローン借入 (県債の発行 うち45万円が地方交付税などにより補てんされます。)	84 万円
合計	535 万円	合計	540 万円
翌年度の支出	4 万円		
再計	539 万円		

前ページの平成 17 年度一般会計決算見込みを、わかりやすく、より身近なものとしていただくために、10 万分の 1 の金額（例えば 5,500 億円 550 万円）にして家庭の家計簿に例えて作成してみました。

この結果、平成 17 年度のいしかわ家は年収 540 万円に対して、支出額が 535 万円になる見込みです。年収から支出を引くと 5 万円の黒字となりますが、そのうち、翌年度の支出にまわす金額を除くと、実際は 1 万円の黒字になる見込みです。

なお、ローンの借入と返済はほぼ同額ですが、預貯金の引出 8 万円を含めて、1 万円の黒字であることに留意する必要があります。

これからも健全な家計維持に努め、家族の夢の実現に向け取り組んでいきます。

県民参加型ミニ公募債を発行しました!!

さる3月30日に県民参加型ミニ公募債「第4回ふるさといしかわ債」を発行しました。

「ふるさといしかわ債」は、県債がどのような事業の財源に使われているかを明確にした上で、県民の皆様ご購入いただくことにより、県政への関心を高め、積極的な参加を促すとともに資金調達が多様化を図ることを目的としています。

第4回は、これまでの県立学校の整備に加え、交流人口の増加等により大きな経済効果が期待される北陸新幹線の整備を対象として20億円（1口10万円で1人10口まで）を発行しました。年利1.08%（5年満期一括償還）と国債よりも有利な条件であることもあって、おかげさまで早期完売となりました。

今後も発行していく予定ですので、その際には「ふるさといしかわ債」の購入を通じて郷土いしかわのふるさとづくりに積極的にご参加ください。

